

事 務 連 絡  
平成31年4月16日

各介護保険施設・介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部  
介護保険課長 岩村 恭代

### 「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」について

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省より介護事業者向けのハラスメント対策として「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」が作成されたとの通知がありましたのでお知らせします。

厚生労働省の調査では、施設・事業所に勤務する職員のうち、ハラスメントを受けた経験のある職員は、サービス種別により違いはあるものの、利用者からでは4～7割、家族等からでは1～3割となっている状況です。

ハラスメントを理由とした職員の休職や離職は、介護現場においても大きな損失となります。また、介護職員への影響以外にも、利用者自身の継続的で円滑な介護サービス利用の支障となることが考えられます。

介護事業者の皆さまにおかれましては、本マニュアルを参考に介護現場におけるハラスメント対策に努めていただき、職員の皆さんが安心して働くことができる職場環境づくりに取り組んでくださいますようお願いいたします。

内容につきましては、下記ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

○北九州市ホームページ

([http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file\\_0577.html](http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0577.html))

トップページ > 暮らしの情報 > 福祉・人権 > 介護 > 介護サービス事業者向け情報について > 介護サービス事業にかかる関係通知

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課  
事業者支援係 担当：岡田・亀石  
電話 093-582-2771